

# 令和8年度 公の施設等運営状況報告

企業局

令和8年6月10日（水）

## 目 次

1	運営状況報告の概要	3
2	施設別運営状況報告	
	(1) 県所有施設	
	①【企業局】	
	広域水道（県南西、鹿行、県中央）	4
	工業用水道	12

○ 運営状況報告の概要

- 令和8年度の所管施設数は4施設。令和7年度と比較して、施設の増減はない。
- 広域水道（県南西、鹿行、県中央）については、日常生活に欠くことのできない水道用水供給事業としての役割を果たすため、今後も安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給する上で、引き続き県において責任をもって運営を継続する。
- 工業用水道については、産業活動にとって最も基礎的なインフラであり、地域産業の振興や地域経済の活性化、あるいは地盤沈下対策等のための代替水供給事業として重要な役割を担っているため、引き続き県において責任をもって運営を継続する。

		現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
県有施設	令和8年度	4					4
	令和7年度	4					4

令和8年度 公の施設等運営状況報告書  
(県所有施設)

企業局

令和8年6月10日(水)

○施設名 広域水道（県南西、鹿行、県中央）

1 現状

(1) 施設の概要

- 広域水道は、安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給することを目的に設置し、県民生活や社会経済活動のインフラとしての役割を担っている。

所在地	土浦市大岩田他（県南西広域水道）、鹿嶋市宮中他（鹿行広域水道）、那珂市豊喰他（県中央水道）
開業年月	昭和 35 年度～平成 7 年度
施設概要	施設敷地 923, 225 m <sup>2</sup> 、管理本館、取水施設、導水管施設、浄水施設等
設置理由	県民福祉の増進に資する安全で安心な水道水の供給
設置の根拠法令等	茨城県公営企業の設置等に関する条例
事業内容	水道水の供給、施設の維持管理等
定員	－
利用料金	以下のとおり

	県南西	鹿行	県中央
給水市町村等	19 市町村 1 企業団	5 市	9 市町村 1 企業団
施設能力（計画水量）/日	386, 075 m <sup>3</sup> （386, 075 m <sup>3</sup> ）	108, 000 m <sup>3</sup>	78, 000 m <sup>3</sup> （240, 000 m <sup>3</sup> ）
基本料金〔月額〕	1, 290 円/m <sup>3</sup> （旧県南） 1, 850 円/m <sup>3</sup> （旧県西）	1, 500 円/m <sup>3</sup>	1, 640 円/m <sup>3</sup>
使用料金	45 円/m <sup>3</sup> （旧県南） 61 円/m <sup>3</sup> （旧県西）	54 円/m <sup>3</sup>	65 円/m <sup>3</sup>

< 県南西 >

施設名	霞ヶ浦浄水場	阿見浄水場	利根川浄水場	新治浄水場	関城浄水場	水海道浄水場
所在地	土浦市大岩田 2972	稲敷郡阿見町 追原 2586	取手市小文間 80	土浦市本郷 1839	筑西市辻 2382	常総市大塚戸町 1956
区分	霞ヶ浦給水系	霞ヶ浦給水系	利根川給水系	新治給水系	関城給水系	水海道給水系
給水開始	昭和 35 年 12 月	平成 7 年 4 月	昭和 57 年 4 月	昭和 63 年 4 月	平成 6 年 11 月	平成 7 年 7 月
施設概要	敷地 110,137 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 5 階建（延床面積：3,898 m <sup>2</sup> ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 85,429 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,400 m <sup>2</sup> ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 71,015 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1,689 m <sup>2</sup> ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 35,230 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1,991 m <sup>2</sup> ） 導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 39,864 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,538 m <sup>2</sup> ） 導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設、非常用電源設備	敷地 47,971 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,037 m <sup>2</sup> ） 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設

< 鹿行 >

施設名	鹿島浄水場	鱈川浄水場
所在地	鹿嶋市宮中 3761- 1	鹿嶋市鱈川 234
区分	鹿島給水系	鱈川給水系
給水開始	昭和 43 年 8 月	昭和 57 年 7 月
施設概要	敷地 146,257 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：1,370 m <sup>2</sup> )、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設、非常用電源設備	敷地 112,339 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,120 m <sup>2</sup> )、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設

< 県中央 >

施設名	水戸浄水場	潤沼川浄水場
所在地	那珂市豊喰 685	笠間市平町 1100
区分	水戸給水系	笠間給水系
給水開始	平成 7 年 7 月	平成 4 年 1 月
施設概要	敷地 234,161 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：3,112 m <sup>2</sup> ) 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設	敷地 40,822 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,533 m <sup>2</sup> ) 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、送水施設、排水処理施設

(2) 管理手法 ※令和8年4月1日時点

○ 浄水場の管理運営業務は、県職員76人体制（常勤48人、非常勤28人）で行っている。また、管理運営業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡視点検業務などについては、公益財団法人茨城県企業公社の水道事業を承継した公益財団法人茨城県開発公社に委託している。

(3) 利用状況

○ 全体の給水量（年間有収水量）は、平成28年度以降は令和7年度がピークとなっている。

< 県南西 >

○ 昭和35年12月より霞ヶ浦給水系へ給水開始し、給水人口は1,292,468人（令和7年度末）となっている。

< 鹿行 >

○ 昭和43年8月より鹿島給水系へ給水開始し、給水人口は234,239人（令和7年度末）となっている。

< 県中央 >

○ 平成4年1月より笠間給水系へ給水開始し、給水人口は462,470人（令和7年度末）となっている。

**【給水量（年間有収水量）の推移】**

（単位：千 m<sup>3</sup> / 年）

年度	ピーク	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7 / ピーク
県南西	106,797 (R7)	99,943	101,519	102,328	102,919	105,691	104,735	104,261	105,300	105,810	106,797	100%
鹿行	25,702 (R7)	19,700	20,839	20,791	20,864	21,002	21,929	22,431	25,015	25,533	25,702	100%
県中央	15,475 (H30)	13,869	14,885	15,475	15,236	14,881	14,345	14,074	14,018	14,378	14,582	94.2%
計	147,081 (R7)	133,512	137,243	138,594	139,019	141,574	141,009	140,766	144,333	145,721	147,081	100%

(4) 運営状況

○ 令和6年度は減損会計の適用により大幅な支出超過となっているが、令和7年度は維持管理費等の増加が見られるものの、令和5年度以前と比べて、歳入、歳出ともに大きな変動なく推移しており、安定した経営状況を維持している。

【収支の推移】(3広域水道計)

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)		歳出計 (B)						収支 (A-B)
	利用料金 収入	その他	人件費	維持管理費	事業費	その他			
H28	19,528,303	17,157,196	2,371,107	15,308,053	828,337	1,464,707	10,802,614	2,212,395	4,220,250
H29	19,500,536	17,101,764	2,398,772	15,893,584	859,951	1,661,122	11,144,874	2,227,637	3,606,952
H30	19,459,504	17,178,104	2,281,400	16,138,158	810,643	1,678,530	11,458,980	2,190,005	3,321,346
R 1	19,907,077	17,346,282	2,560,795	16,933,498	838,473	1,698,671	11,392,946	3,003,408	2,973,579
R 2	20,395,284	17,646,906	2,748,378	16,618,872	826,022	1,755,431	11,287,686	2,749,733	3,776,412
R 3	19,914,127	17,612,873	2,301,254	16,685,915	853,665	1,612,123	11,616,035	2,604,092	3,228,212
R 4	19,940,574	17,605,880	2,334,694	17,600,884	863,561	1,401,937	12,795,454	2,539,932	2,339,690
R 5	20,408,802	17,818,281	2,590,521	18,546,192	924,504	1,810,448	12,963,862	2,847,378	1,862,610
R 6	27,600,008	17,900,871	9,699,137	39,842,031	951,752	1,985,541	12,558,499	24,346,239	△12,242,023
R 7 (見込)	21,055,608	17,657,450	3,398,158	18,742,639	1,020,020	2,231,186	12,902,248	2,589,185	2,312,969
平均	20,770,982	17,502,561	3,268,422	19,230,983	877,693	1,729,970	11,892,320	4,731,000	1,540,000

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- 主な実績としては、取水施設、浄水施設及び送水施設等の老朽化に伴い、機械設備や電気設備の修繕工事を実施した。  
(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	844,495	機械設備修繕工事(急速ろ過池砂利更生等)、電気設備修繕工事(高低圧盤等)
H29	1,074,536	機械設備修繕工事(オゾン設備等)、電気設備修繕工事(計算機ハードディスク等)
H30	1,107,223	機械設備修繕工事(脱水機等)、電気設備修繕工事(生物処理CCユニット等)
R1	1,234,425	機械設備修繕工事(沈殿池汚泥掻寄機等)、電気設備修繕工事(特高変電所コンデンサ等)
R2	1,296,454	機械設備修繕工事(薬品注入ポンプ等)、電気設備修繕工事(電磁流量計変換機等)
R3	1,338,242	機械設備修繕工事(薬品注入ポンプ等)、電気設備修繕工事(特高変電所直流電源盤等)
R4	1,586,201	機械設備修繕工事(濃縮槽汚泥掻寄機等)、電気設備修繕工事(特高変電所蓄電池等)
R5	1,558,408	機械設備修繕工事(脱水機等)、電気設備修繕工事(電磁流量計検出器等)
R6	1,349,018	機械設備修繕工事(脱水機等)、電気設備修繕工事(コントローラ用電源装置等)
R7	1,334,121	機械設備修繕工事(送水ポンプ等)、電気設備修繕工事(インバータ盤等)
計	12,723,123	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 国では、令和元年10月施行の改正水道法にて示す事業統合や経営の一体化などの広域連携を推進している。また、本県では、令和10年度の市町村水道事業との経営一体化に向け「茨城県広域的連携等推進協議会」において、調整を進めている。
- 香川県や奈良県、大阪府や広島県では、人口減少に伴い給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む水道施設の更新、災害対応、技術継承への対応などの経営課題に対応するため、広域連携の取組を進め事業を開始している。

## 2 課題

- 水道事業は、今後、急速な人口減少による料金収入の減少が見込まれる一方で、老朽化施設の計画的更新や近年頻発する大規模な自然災害への対策のための経費の増加が想定されるため、本県の水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、これまで以上に経営基盤の強化に取り組む必要がある。
- 浄水場の管理運營業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況であり、現在の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

### 【理由】

- 当施設は、日常生活に欠くことのできない水道用水供給事業としての役割を果たすため、今後も安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給する上で、引き続き施設（事業）を存続させる必要がある。
- 民間事業者での運営は、経営破綻や県が蓄積してきたノウハウの継承などの課題もあることから、引き続き県において責任をもって運営を継続し、徹底した経費削減のほか、毎年の利益等は施設更新費用に充てるなど、将来にわたり安定した経営に向け取り組んでいく。
- なお、運営の効率化を図るため、水道事業の広域化に向けた取組を積極的に進める。

○施設名 工業用水道

1 現状

(1) 施設の概要

- 工業用水道は、工業の健全な発達及び県民の福祉増進の目的をもって設置し、工業用水の供給としての役割を担っており、現在、那珂川、鹿島、県南西広域及び県央広域の4事業を実施している。
- 給水区域及び給水先は、30市町村の計画に対し、令和7年度末で22市町村において247事業所と需給契約を締結している。

所在地	那珂市西木倉ほか
開業年月	昭和41年度～平成13年度
施設概要	施設敷地 501,815 m <sup>2</sup> 、管理本館、取水施設、導水管施設、浄水施設等
設置理由	工業の健全な発達及び県民の福祉増進に資する工業用水の供給
設置の根拠法令等	茨城県公営企業の設置等に関する条例
事業内容	工業用水の供給、施設の維持管理等
定員	—
利用料金	以下のとおり

- 施設能力は、最大給水量126万m<sup>3</sup>/日の計画に対し、113万m<sup>3</sup>/日の施設が完成している。

給水区域	22市町村
施設能力（計画水量）	1,132,680 m <sup>3</sup> /日（1,263,680 m <sup>3</sup> /日）
料金〔日額〕 (税別)	那珂川 28 円/m <sup>3</sup>
	鹿島（1・2期） 18 円/m <sup>3</sup>
	鹿島（3期） 45 円/m <sup>3</sup>
	県南西広域 93 円/m <sup>3</sup>
	県央広域 56 円/m <sup>3</sup>

<那珂川工業用水道事業・県央広域工業用水道事業>

施設名	那珂川浄水場	
所在地	那珂市西木倉 1648	
区分	那珂川工業用水道事業	県央広域工業用水道事業
給水開始	昭和 41 年 10 月	平成 13 年 10 月
施設概要	敷地 34,743 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：520 m <sup>2</sup> ）、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、配水施設、排水処理施設、非常用電源設備	

<鹿島工業用水道事業>

施設名	鹿島浄水場	鱈川浄水場	
所在地	鹿嶋市宮中 3761-1	鹿嶋市鱈川 234	
区分	第 1 期事業	第 2 期事業	第 3 期事業
給水開始	昭和 44 年 2 月	昭和 47 年 11 月	平成 6 年 4 月
施設概要	敷地 146,257 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：1,370 m <sup>2</sup> ）、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、配水施設、排水処理施設、非常用電源設備	敷地 112,339 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建（延床面積：2,120 m <sup>2</sup> ）、 取水施設、導水管施設、浄水施設、薬品注入設備、配水施設、排水処理施設	

< 県南西広域工業用水道事業 >

施設名	新治浄水場	関城浄水場	阿見浄水場	水海道浄水場	岡取水場
所在地	土浦市本郷 1839	筑西市辻 2382	稲敷郡阿見町追原 2586	常総市大塚戸町 1956	取手市岡 989
区分	新治給水系	関城給水系	阿見給水系	水海道給水系	取手給水系
給水開始	昭和 63 年 4 月	平成 8 年 4 月	平成 9 年 7 月	平成 5 年 9 月	平成 5 年 7 月
施設概要	敷地 35,230 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：1,991 m <sup>2</sup> )、 導水管施設、浄水施設、 薬品注入設備、配水施設、 排水処理施設	敷地 39,846 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,538 m <sup>2</sup> )、 導水管施設、浄水施設、 薬品注入設備、配水施設、 排水処理施設	敷地 85,429 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,400 m <sup>2</sup> )、 取水施設、導水管施設、 浄水施設、薬品注入設備、 送水施設、排水処理施設	敷地 47,971 m <sup>2</sup> 管理本館：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (延床面積：2,037 m <sup>2</sup> ) 取水施設、導水管施設、 浄水施設、薬品注入設備、 送水施設、排水処理施設、 非常用電源設備	取水施設

(2) 管理手法 ※令和 8 年 4 月 1 日時点

- 浄水場の管理運營業務は、県職員 48 人体制（常勤 29 人、非常勤 19 人）で行っている。また、管理運營業務のうち、中央監視室における監視操作業務や日常の巡視点検業務などについては、公益財団法人茨城県企業公社の水道事業を承継した公益財団法人茨城県開発公社に委託している。なお、那珂川浄水場についてはモデルケースとして同業務を民間企業に委託し、AI 技術を活用した中央監視業務の省力化などについて実証試験等を行っている。

(3) 利用状況

○ 全体の給水量（契約水量）は、平成 28 年度以降では令和 7 年度がピークとなっている。

<那珂川>

○ 昭和 41 年 10 月より給水を開始し、給水先は(株)日立製作所を含む 9 事業所となっている。

<鹿島>

○ 昭和 44 年 2 月に給水を開始し、給水先は日本製鉄(株)を含む 73 事業所となっている。

<県南西広域>

○ 昭和 63 年 4 月に給水を開始し、給水先はキンビール(株)を含む 146 事業所となっている。

<県央広域>

○ 平成 13 年 10 月に給水を開始し、給水先は(株)J E R Aを含む 19 事業所となっている。

【給水量（契約水量）の推移】

(単位：千 m<sup>3</sup>/年)

年度	ピーク	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 7/ピーク
那珂川	27,029 (R 1、R 5)	26,955	26,955	26,955	27,029	26,955	26,955	26,955	27,029	26,955	26,955	99.7%
鹿島	297,080 (R7)	290,888	292,655	294,739	294,741	294,348	293,629	294,799	297,020	296,117	297,080	100.0%
県南西	37,060 (R5)	35,250	35,381	35,689	36,629	36,917	36,837	36,945	37,060	36,959	36,838	99.4%
県央	14,915 (R6、R7)	13,549	13,549	13,549	13,806	13,768	13,786	13,786	13,732	14,915	14,915	100.0%
計	375,788 (R7)	366,642	368,540	370,932	372,205	371,988	371,207	372,485	374,841	374,946	375,788	100.0%

(4) 運営状況

○ 歳入、歳出ともに大きな変動なく推移しており、近年は維持管理費等の増加が見られるものの、安定した経営を維持している。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)					収支 (A-B)
	利用料金収入	その他		人件費	維持管理費	事業費	その他		
H28	14,739,555	12,102,978	2,636,577	9,985,818	566,432	679,744	7,496,027	1,243,615	4,753,737
H29	13,607,218	11,995,598	1,611,620	10,000,421	560,019	560,658	7,617,398	1,262,346	3,606,797
H30	13,657,744	12,064,600	1,593,144	10,204,034	536,026	642,926	7,772,055	1,253,027	3,453,710
R 1	13,783,202	12,129,749	1,653,453	10,640,307	548,726	819,152	7,659,739	1,612,690	3,142,895
R 2	13,720,347	12,255,237	1,465,110	10,590,212	546,209	884,454	7,566,632	1,592,917	3,130,135
R 3	13,593,650	12,266,436	1,327,214	11,226,257	565,579	830,705	7,674,177	2,155,796	2,367,393
R 4	13,625,188	12,308,039	1,317,149	11,179,326	602,833	862,105	8,210,209	1,504,179	2,445,862
R 5	13,951,651	12,377,059	1,574,592	11,216,800	574,155	998,441	8,047,693	1,596,511	2,734,851
R 6	13,821,699	12,386,320	1,435,379	11,417,766	583,153	1,167,362	8,111,964	1,555,287	2,403,933
R 7 (見込)	13,579,778	12,080,254	1,499,524	11,391,935	628,244	1,215,248	8,161,682	1,386,761	2,187,843
平均	13,808,003	12,196,627	1,611,376	10,785,288	571,138	866,080	7,831,758	1,516,313	3,022,716

**【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）**

- 主な実績としては、取水施設、浄水施設及び配水施設等の老朽化に伴い、機械設備や電気設備の修繕工事を実施した。  
 （単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H28	332,042	機械設備修繕工事（ポンプ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
H29	516,318	機械設備修繕工事（ポンプ、弁、薬品等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
H30	502,294	機械設備修繕工事（ポンプ、弁、薬品等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 1	747,558	本館改修工事、トイレ改修工事、機械設備修繕工事（ポンプ、弁、薬品等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 2	807,471	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 3	805,453	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 4	901,589	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 5	777,304	機械設備修繕工事（ポンプ、フロキュレータ等）、電気設備修繕工事（計装設備等）
R 6	938,852	機械設備修繕工事（ポンプ、汚泥掻寄機等）、電気設備修繕工事（工業計器等）
R 7	798,992	機械設備修繕工事（ポンプ、脱水機等）、電気設備修繕工事（計算機設備等）
計	7,127,873	

**（5）周辺エリア、類似施設等の状況**

- 全国の工業用水使用量は減少傾向で推移しており、国は工業用水事業の新規建設への補助金を停止していたが、令和5年度補正予算において、半導体等の経済安全保障上重要な産業の企業立地に伴う水需要の増加が見込まれる場合には、工業用水道の新設に係る費用の一部を支援する制度が新たに設けられ、半導体の生産に関連する3つの地域（岩手県北上市、広島県東広島市、熊本県菊池郡菊陽町）が補助採択を受けた。（令和6～7年度補正予算で継続）

## 2 課題

- 浄水場や配水管路等の老朽化が進んでいるため、計画的に浄水場及び管路を更新する必要がある。
- 経営の健全化を図り、安定的に事業を継続するため、これまでの投資により確保してきた供給施設等を最大限活用するとともに、工業団地造成等に伴う新たな水需要に対応した配水管等の整備を迅速に進めることが重要である。
- 浄水場の管理運営業務の一部を委託している茨城県開発公社では、プロパー職員の年齢構成が偏っている状況であり、現在の職員が定年退職あるいは定年退職後の再任用を終えていく段階に備え、計画的な新規採用、中途採用による職員の年齢構成の偏りを解消し、技術の継承に努める必要がある。

## 3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	令和8年度	令和7年度
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

### 【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

### 【理由】

- 工業用水道は、産業活動にとって最も基礎的なインフラであり、地域産業の振興や地域経済の活性化、あるいは地盤沈下対策等のための代替水供給事業として重要な役割を担っており、引き続き施設（事業）を存続させる必要がある。
- 民間事業者での運営は、経営破綻や県が蓄積してきたノウハウの継承などの課題もあることから、引き続き県において責任をもって運営を継続し、徹底した経費削減のほか、毎年の利益等は施設更新費用に充てるなど、将来にわたり安定した経営に向け取り組んでいく。
- また、新たに立地する企業や地下水等からの工水転換を検討する企業に対し、工業用水道料金の優遇措置等を活用するよう、新たな水需要の開拓に努めるとともに、工業団地の新規造成等に伴う水需要に迅速かつ的確に対応することにより、経営基盤の強化を図る。